



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目 次

規則	2
大和高田市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金負担金の徴収に関する規則（保育課）	2
告示	2
放置自転車の移動、保管（生活安全課）	2
住民票の職権消除（市民課）	3
引取りのない自転車等の処分（生活安全課）	4
公示送達（収納対策室）	4
公示送達（収納対策室）	4
公示送達（収納対策室）	5
公示送達（収納対策室）	5
令和3年3月5日大和高田市議会定例会の招集（財政課）	6
公告	6
大和高田市新庁舎総合受付及び電話交換人材派遣業務に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	6
大和高田市新庁舎衛生管理及び警備業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	8
令和2年度災害用備蓄毛布クリーニング及び真空パック業務委託に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	11
令和2年度大和高田市災害用非常食等購入に関する条件付き一般競争入札公告（契約監理室）	13
大和高田市新庁舎設備運転管理業務委託事業者選定を公募型プロポーザル方式で行う公告（財産管理課）	16
大和高田市立病院手術用リネン類（単価）賃貸借業務に関する条件付き一般競争入札公告（市立病院管理課）	17
大和高田市立6保育所外国人講師派遣事業者選定を公募型プロポーザル方式で行う公告（保育課）	19
農用地利用集積計画の公表（産業振興課）	21
土地収用法施行令第6条の2において準用する同令第5条第4項の規定に基づく公示による通知（都市計画課）	21
教育委員会	22
教育委員会2月定例委員会の招集（教育総務課）	22
教育委員会2月臨時委員会の招集（教育総務課）	22
選挙管理委員会	22
大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	22
大和高田市選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）	23
大和高田市の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1等（選挙管理委員会）	23
農業委員会	24
大和高田市農業委員会2月定例委員会の招集	24

規則

規則第1号

大和高田市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金負担金徴収規則を次のように定める。

令和3年2月3日

大和高田市長 堀内 大造

大和高田市独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金負担金徴収規則

(趣旨)

第1条 この規則は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号。以下「法」という。）第17条第4項（同法附則第8条の規定により準用する場合を含む。）の規定に基づき、災害共済給付契約に係る児童、生徒又は幼児（以下「児童生徒等」という。）の保護者から徴収する共済掛金負担金（以下「負担金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(負担金の額等)

第2条 保護者から徴収する児童生徒等の1人当たりの負担金の額は、次の各号に掲げる児童生徒等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

- (1) 小学校の児童及び中学校の生徒 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成15年政令第369号。以下「令」という。）第7条第1号に定める額に10分の5を乗じて得た額
(2) 高等学校の生徒 令第7条第2号に定める額に10分の6を乗じて得た額
(3) 幼稚園及び認定こども園の幼児 令第7条第4号に定める額に10分の7.5を乗じて得た額
(4) 保育所の幼児 令附則第5条第1項に定める額に10分の6.9を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、児童生徒等の保護者が法第29条第2項各号のいずれかに該当するときは、負担金を免除する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

告示

告示第13号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

令和3年2月1日

大和高田市長 堀内 大造

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

(1) 放置禁止区域

Table with 6 columns: 移動年月日, 近鉄大和高田駅・JR高田, 近鉄高田市駅周辺, 近鉄松塚駅周辺, 近鉄浮孔駅周辺, 近鉄築山駅周辺

	駅周辺									
	自転車	原動機付自転車								
令和3年1月6日	2									
令和3年1月13日			2							
令和3年1月19日			1							
令和3年1月21日			2							

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	地区	自転車	原動機付自転車
令和3年1月18日	大和高田市大字大谷地内	1	

3 保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下
大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴収する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第14号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び同法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者を職権により消除したので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年2月16日

大和高田市長 堀内 大造

記

- 職権消除日 令和3年2月16日
- 職権消除される者 省略（市役所前掲示場に掲示済）

この決定に不服のあるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大和高田市長に対して審査請求をすることができる（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなる。）。

この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、大和高田

市を被告として（訴訟において大和高田市を代表する者は大和高田市市長となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

告示第15号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

令和3年2月16日

大和高田市市長 堀内 大造

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根1丁目高田バイパス高架下

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

令和3年5月6日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

令和2年11月1日から令和2年11月30日までの間

告示第16号

差押調書を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和3年2月19日

大和高田市市長 堀内 大造

1. この通知の発送年月日

令和3年1月6日（PHAM VAN LUC）

令和3年1月15日（VU DINH NHAM）

2. 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場に掲示済）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第17号

令和2年度市県民税第4期の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和3年2月19日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

令和2年度市県民税第4期 令和3年1月26日

2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場に掲示済)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第18号

令和2年度固定資産税・都市計画税第4期の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和3年2月19日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

令和2年度固定資産税・都市計画税第4期 令和2年12月24日

2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第19号

令和2年度国民健康保険税第6期の督促状を郵便により発送しましたが、下記の者について住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

令和3年2月19日

大和高田市長 堀内 大造

1 この通知の発送年月日

令和2年度国民健康保険税第6期 令和3年1月25日

2 送達を受けるべき者

省略(市役所前掲示場掲示済)

(注) 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第20号

令和3年3月5日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

令和3年2月26日

大和高田市長 堀内 大造

公 告

公告第14号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年2月5日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	大和高田市新庁舎総合受付及び電話交換人材派遣業務
2 履行期間	令和3年6月1日から令和5年6月30日まで
3 履行場所	大和高田市新庁舎（大和高田市大字大中98番地4）
4 業務内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 『大和高田市建物管理等競争入札参加資格者名簿（警備業務）』又は『大和高田市物品購入等競争入札参加資格者名簿「役務提供（業務代行）」』に登録している者であること。</p> <p>(2) 奈良県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。</p> <p>(3) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項に基づき労働者派遣事業の許可を受けている者であること。</p> <p>(4) プライバシーマーク（略称：Pマーク）の使用の許諾又は情報セキュリティマネジメントシステム（略称：ISMS）適合性評価制度の認証を受けた者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>

<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 労働者派遣事業許可書の写し</p> <p>④ プライバシーマーク【JISQ15001】又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）【ISO/IEC27001（JISQ27001）】の認定取得を証する書類の写し</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和3年2月5日（金）から令和3年2月18日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年2月26日（金）午後5時15分まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和3年3月1日（月）午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年3月4日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p>

	<p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入開札の日時等	<p>入開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年3月5日（金）午前10時30分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第15号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札（簡易事後審査型）を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年2月5日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	大和高田市新庁舎衛生管理及び警備業務委託
-------	----------------------

2 履行期間	令和3年6月1日から令和5年6月30日まで
3 履行場所	大和高田市新庁舎（大和高田市大字大中98番地4）
4 業務内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市建物管理等（清掃・警備・建物管理）競争入札参加資格者名簿に登録している者であること。</p> <p>(2) 奈良県内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号。以下「ビル管法」という。）第12条の2第1項第8号に規定する「建築物環境衛生総合管理業」の奈良県知事登録を受けている者であること。</p> <p>(4) ビル管法第7条に規定する建築物環境衛生管理技術者の免状の交付を受けている者を自社の社員として雇用しており、かつ、令和3年6月1日時点でビル管法第6条による選任をおこなうことができる者であること。</p> <p>(5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(8) (5)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>③ 建築物環境衛生総合管理業の登録証明証の写し</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和3年2月5日（金）から令和3年2月18日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものと

<p>確認通知</p>	<p>し、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書） についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。（質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。）</p> <p>(1) 受付期限 令和3年2月26日（金）午後5時15分まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和3年3月1日（月）午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年3月4日（木）。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
<p>10 入開札の日時等</p>	<p>入開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年3月5日（金）午前11時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）2階 別棟会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
<p>11 入札書への記載</p>	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
<p>12 入札保証金</p>	<p>免除します。</p>
<p>13 入札の無効</p>	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>

14 落札候補者の決定	落札候補者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 事後審査	落札候補者の優先順位により5の(4)に係る確認審査を実施します。 (1) 提出物 配置予定者の建築物環境衛生管理技術者の資格証の写し及び配置予定者が常勤職員である証明書(雇用保険被保険者資格取得確認通知書、社会保険加入証明書等の写し) (2) 提出期限 落札候補者の決定連絡を受けた翌日から3日以内(契約監理室から対象者に対して電話連絡いたします。) (3) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室
16 最低制限比較価格	¥73,690,000-(消費税等抜き)
17 契約保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第16号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

令和3年2月5日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	令和2年度災害用備蓄毛布クリーニング及び真空パック業務委託
2 回収、納品場所	文化会館・葛城コミュニティセンター・総合福祉会館・大和高田市役所
3 履行期間	契約締結日から令和3年3月31日まで
4 業務内容等	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。 (1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録している者であること。 (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (4) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。

	<p>(5) (2) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類は、次のとおりとします。</p> <p>① 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式）</p> <p>② 暴力団排除に関する誓約書（指定様式）</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。</p> <p>(4) 受付期間 令和3年2月8日（月）から令和3年2月18日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答</p>	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 令和3年2月25日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和3年2月26日（金）午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
<p>9 入札書の提出方法</p>	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年3月3日（水）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先</p>

	<p>〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年3月4日（木）午前10時00分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
14 落札者の決定等	<p>落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>
15 契約保証金	<p>免除します。</p>
16 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。</p>

公告第17号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年2月5日

大和高田市長 堀内 大造

1 件 名	<p>令和2年度大和高田市災害用非常食等購入 ① 5年保存飲料水（500ml）</p>
-------	---

	<p>② アルファ化米 ③ 液体ミルク ※案件ごとに入札を執行します。</p>
2 納入場所	入札説明書（仕様書）のとおり
3 納入期限	令和3年3月31日（水）
4 業務内容等	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとします。</p> <p>(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者登録名簿の「消防用品（防災・防犯用品）」又は「食料品」の登録を有する者であること。 (2) 県内に本店又は支店等（委任先に限る。）を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。） (5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (6) (3) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり必要書類（以下「申請書等」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類は、次のとおりとします。 ③ 一般競争入札参加資格確認申請書（指定様式） ④ 暴力団排除に関する誓約書（指定様式） (3) 申請書等の提出は、持参又は郵送（「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」に限る。）とします。 (4) 受付期間 令和3年2月8日（月）から令和3年2月18日（木）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。 (6) 提出場所 〒635-8511 大和高田市大字大中100番地1 大和高田市役所 別棟1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 提出期限の翌日より3日以内。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。 (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知</p>

	<p>参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書（仕様書）についての質疑応答	<p>入札説明書（仕様書）についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期限 令和3年2月25日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 令和3年2月26日（金）午後5時15分まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
9 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年3月3日（水）まで。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
10 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除く見積金額を記載してください。</p>
11 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
12 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 令和3年3月4日（木）午前10時30分から</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所 別棟2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。</p>
13 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>

14 落札者の決定等	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
15 契約保証金	免除します。
16 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

公告第18号

令和3年度大和高田市新庁舎設備運転管理業務委託事業者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

令和3年2月5日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名

大和高田市新庁舎設備運転管理業務

2 業務概要

2-1 委託内容

別紙「大和高田市新庁舎設備運転管理業務委託事業者選定公募型プロポーザル実施要項」及び「大和高田市新庁舎設備運転管理業務委託提案仕様書」による

2-2 業務履行期間

令和3年6月1日から令和5年6月30日まで

3 参加資格要件

(1) 大和高田市入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、本プロポーザル方式の参加申込み時点において追加による大和高田市入札参加資格審査申請を行っており、これを受理されている方（以下「追加申請者」という。）については、本要件を満たしているものと見なします。この場合において、当該追加申請者の申請が審査の結果、不適格となったときは、当該追加申請者の行った本件の参加申し込みは無効とします。

(2) 過去10年間（平成22年度から令和2年度まで）に「ZEB」（ゼブ）、Nearly ZEB（ニアリーゼブ）、ZEB Ready（ゼブレディ）、ZEB Oriented（ゼブオリエンテッド）の4段階のいずれかにZEB化された建築物の設備運転を常時監視及び運転業務として受託した実績又はESCO事業として省エネルギー診断に基づく改修計画を立案し、運転・維持管理などを一括して請負った実績を有していること。

(3) 本業務の業務責任者として、ビルメンテナンス等の業務責任者として通算5年以上の実経験を有し、本業務に必要な技術力、マネジメント能力及びコミュニケーション能力を有する方を選任できること。

(4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないものであること。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

(6) 大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

(7) 大和高田市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から参加申込書等の受付終了日まで

に指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。

4 委託料限度額

金63,614,000円（消費税等含む。業務履行期間25か月の総額）

5 参加申請及び企画提案書等の提出期限

令和3年3月15日（月）午後5時まで（15日必着）

7 その他

大和高田市新庁舎設備運転管理業務委託事業者選定公募型プロポーザル実施要項による。

8 問合せ先

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所 財務部 財産管理課

電話：0745-22-1101

FAX：0745-52-2801

公告第19号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

令和3年2月8日

大和高田市長 堀内 大造

1 件名	大和高田市立病院 手術用リネン類（単価）賃貸借
2 納入場所	大和高田市立病院
3 契約期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
4 内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	次に掲げる全ての要件を満たしていること。 (1)大和高田市又は大和高田市立病院物品購入等競争入札参加資格者登録名簿に登録を有する者であること。 (2)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (3)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。 (4)大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (5)（2）に該当する者のほか、大和高田市暴力団排除条例（平成23年告示第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。 (6)病床数250床以上の病院にて、サージカルガウン及びサージカルドレープ類（綿製手術用リネンは除く）共に賃貸借業務の履行実績を有する者であること。 (7)手術用リネン類の特性上、環境面に配慮しIS014001の認証を得ていること。 (8)財団法人医療関連サービス振興会が定める院外滅菌消毒業務の認定を受けている専用工場を有していること。 (9)近畿圏内に本社、支社又は営業所を有する者であること。

<p>6 入札参加資格の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）及び必要書類を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けてなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は当院指定様式によるものとします。様式については、大和高田市立病院ホームページに掲載(ダウンロード可能)しています。</p> <p>(2) 必要書類として次に掲げるものを申請書と同時に提出してください。</p> <p>ア. 250床以上の病院にて、サージカルガウン及びサージカルドレープ類（綿製手術用リネンは除く）共に賃貸借業務の履行したことの契約書の写し又は実績証明書等</p> <p>イ. ISO14001 の認証の写し</p> <p>ウ. 財団法人医療関連サービスマーク認定の写し</p> <p>エ. 本社、支社、事業所の所在地が分かる全部事項証明書</p> <p>オ. 暴力団排除に関する誓約書 ※当院指定様式有</p> <p>(3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 令和3年2月8日（月）から令和3年2月15日（月）まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時00分までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 管理課 ※ 受付窓口にて管理課に連絡したいと、申し出て下さい。</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 令和3年2月17日（水）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札仕様書等の配布</p>	<p>入札仕様書等の配布は、次のとおり行います。</p> <p>入札仕様書等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページへ掲載します。本入札への参加を希望する事業者は、同ホームページ「新着情報・トピックス」欄から必要書類をダウンロードし、取得してください。</p> <p>※ ホームページアドレス http://ym-hp.yamatotakada.nara.jp</p> <p>(1) 掲載期間 令和3年2月8日（月）から令和3年2月15日（月）まで</p> <p>(2) 問い合わせ先 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院 管理課 TEL：0745-53-2901（代） FAX：0745-23-9282</p>

9 入札仕様書についての質疑応答	<p>入札仕様書についての質疑は、大和高田市立病院ホームページに掲載の質疑応答票によりFAXで次のとおり行います。</p> <p>(1) 受付期間 令和3年2月18日（木）午後5時まで</p> <p>(2) 大和高田市立病院 管理課 FAX：0745-23-9282</p> <p>(3) 回答方法及び回答期日 回答は、令和3年2月22日（月）午後5時までとし、FAXにより質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 令和3年2月25日（木） ※ 入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市立病院 管理課</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは契約希望金額を消費税等抜きの金額記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日 時 令和3年2月26日（金）11時</p> <p>(2) 場 所 大和高田市立病院（放射線治療棟）3階 研修室</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者の決定方法 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とします。</p>
16 契約保証金	<p>免除します。</p>
17 契約方法	<p>入札書へ記載された価格により、賃貸借契約を行います。</p>
18 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 詳細は入札仕様書によります。</p>

公告第20号

大和高田市立6保育所外国人講師派遣事業者選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

令和3年2月8日

大和高田市長 堀内 大造

1 業務名

大和高田市立6保育所外国人講師派遣業務

2 業務概要

(1) 派遣内容

ア 外国人英語指導助手（以下「ALT」という。）の採用、配置に関すること。
各保育所が策定する配置に関する計画表に基づきALTの配置・管理・運営等を行うこと。

イ 業務の内容について

- ① 国際理解教育、英語教育に関するコンサルティング
- ② 国際理解教育、英語教育に係るレッスンの企画及び提案
- ③ ALTによる英語指導業務
- ④ ①～③に付随又は関連する業務
- ⑤ ①～④の他、大和高田市 福祉部 保育課 と派遣業者とが協議の上、合意した業務

ウ その他

別紙「大和高田市立6保育所外国人講師派遣事業派遣業務仕様書」による。

(2) 配置施設

ア 保育所 6園（片塩保育所、天満保育所、みどり保育所、浮孔保育所、磐園保育所、高田西保育所）

(3) 派遣期間

令和 3年 4月 1日から令和 4年3月31日まで

(4) 対象児童クラス

3歳児クラス～5歳児クラス

3 参加資格要件

(1) 大和高田市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の規定に基づき更生又は再生手続開始の申立がなされている者

ウ 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている期間中の者

エ 大和高田市暴力団排除条例（平成23年条例第22号）第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者

オ 法人税、消費税及び地方消費税等の税金を滞納している者

(3) 役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 大和高田市暴力団排除条例第2条第1号若しくは第2号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者

(4) 業務拠点に関する要件

近畿一円に本店又は営業所を有する者であること。

なお、本店又は営業所において、労働者派遣事業許可証を有していること。

※営業所の場合は、営業所であることを証する書類（定款等）を提出すること。

(5) 参加者の業務実績に関する要件

参加者は、平成30年度、令和1年度において同様の業務実績があること。

※同様の業務とは、自治体においてALTを活用し、1年間を通しての業務があり、かつ、1件1年当たりの契約金額が100万円以上のものをいう。ただし、派遣のみに係る事業は除く。

4 派遣料(見積限度額)

金1,205,820円(消費税及び地方消費税を含む。)

※上記の金額には、派遣期間(12ヶ月)における交通費、保険料等、業務に係る一切の費用を含みます。

5 応募受付期間

令和3年2月8日(月)から2月15日(月)まで。

6 その他

大和高田市立6保育所外国人講師派遣業務公募型プロポーザル実施要項による。

7 問合せ先

〒635-8511 奈良県大和高田市大字大中100番地1

大和高田市 福祉部 保育課

電話:0745-22-1101

FAX:0745-23-0415

公告第21号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

令和3年2月17日

大和高田市長 堀内 大造

公告第26号

土地収用法施行令(昭和26年政令第324号)第6条の2において準用する同令第5条第4項の規定に基づき、公示による通知があった旨を掲示する。

令和3年2月26日

大和高田市長 堀内 大造

1 起業者の氏名及び住所

国土交通大臣 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号

2 事業の種類

一般国道24号改築工事(京奈和自動車道「大和御所道路(大和区間)」・奈良県橿原市土橋町地内から同市曾我町地内まで及び同市新堂町地内から同県大和高田市勝目地内まで)並びにこれに伴う一般国道及び市道付替工事並びに一級河川改修工事

3 書類の受理日 令和3年2月19日

4 確地できない土地の所有者

大和高田市大字出103番1の土地所有者

植田商事株式会社

代表者 不明

ただし、商業登記記録上の代表者 代表取締役 植田 裕之

住所 不明

ただし、商業登記記録上の住所 橿原市八木町一丁目12番8号

5 掲示期間 公告日から令和3年3月12日まで

教育委員会

教育委員会告示第3号

大和高田市教育委員会2月定例委員会を次のとおり招集する。

令和3年2月8日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和3年2月18日(木) 午前10時00分

2 場所

市役所4階 委員会室

3 議案

第1号 ICT研究会の進捗状況について

第2号 成年年齢引き下げにともなう成人祝賀式の対象年齢について

第3号 その他

・後援願いについて

教育委員会告示第4号

大和高田市教育委員会2月臨時委員会を次のとおり招集する。

令和3年2月18日

大和高田市教育委員会教育長 梶木 義敏

1 日時

令和3年2月18日(木) 午前11時30分(定例委員会終了後)

2 場所

市役所4階 委員会室

3 議案

第1号 教育委員の辞職願について

選挙管理委員会

選挙管理委員会告示第24号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和3年2月5日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1 日時

令和3年2月12日（金） 午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所 3階 西会議室

3 議案

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 その他

選挙管理委員会告示第25号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

令和3年2月22日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

1 日時

令和3年3月1日（月） 午前9時00分

2 場所

大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所 3階 中央会議室

3 議案

第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について

第2号 選挙人名簿の定時登録について

第3号 選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1について

第4号 その他

選挙管理委員会告示第26号

令和3年3月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第74条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和3年3月1日

大和高田市選挙管理委員会委員長 酒本 繁雄

3分の1の数 18,540 人

6分の1の数 9,270 人

50分の1の数 1,113 人

農業委員会

農業委員会告示第3号

大和高田市農業委員会2月定例委員会を次のとおり招集する。

令和3年2月3日

大和高田市農業委員会会長 弓場 一郎

1 日時

令和3年2月10日(水曜日)午後3時30分

2 場所

大和高田市役所 3階東会議室

3 議案

第1号 農地法第3条第1項についての申請の件

第2号 農地法第5条規定による申請の件

第3号 農地法第18条第6項について通知の件

第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

第5号 その他